



## 別表六（二十三）付表二の記載の仕方

- この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の5第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に、同法第42条の12第1項若しくは第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるとき、又は青色申告法人が平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において平成30年旧措置法第42条の12第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「11」から「13」までの各欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。
- 「雇用者給与等支給増加重複控除額」は、平成30年改正法附則第91条第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消します。
- 「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、平成30年旧措置法第42条の12の5第1項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）において平成30年旧措置法第42条の12第3項の規定の適用を受けない場合には記載を要せず、適用年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度に係る部分には別表六の二（二十）付表二の「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に従って計算した数を記載します。
- 適用年度開始の日前に開始した事業年度（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「調整年度」といいます。）の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額19」には、当該調整年度の別表六（二十三）「1」の金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整年度の月数で除して計算した金額を記載します。
- 調整年度のうちに平成30年旧措置法第42条の12の5第1項の規定（当該調整年度が連結事業年度に該当する場合には、平成30年旧措置法第68条の15の6第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定）の適用を受けなかった調整年度がある場合において、平成30年改正前の措置法令第27条の12の5第3項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときは、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額19」には、適用年度の別表六（二十三）「5」の金額を記載します。
- 「移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数23」には、別表六（十九）の「適用年度」の各欄に記載した数のうち平成30年旧措置法第42条の12第2項又は第68条の15の2第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた調整年度に係る平成30年旧措置法第42条の12第5項第5号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。